

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 1 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600133号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1600218号

第1 結論

請求者の請求期間①から③までについてはA社(その後、B社に社名変更)、請求期間④についてはC社(現在は、D社)における訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の種別記録(基金加入員期間)の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月1日から昭和53年9月1日まで
② 昭和53年9月1日から昭和57年6月1日まで
③ 昭和57年6月1日から昭和60年5月1日まで
④ 平成元年11月1日から平成2年2月23日まで

亡くなった夫(訂正請求記録の対象者)は、請求期間①から③まではA社に、請求期間④はC社に勤務し、厚生年金基金に加入していた。

ところが、遺族厚生年金の証書に書かれた夫の被保険者期間の合計399月から、厚生年金基金に加入していた請求期間①から④までの合計220月を引いた残りの月数179月が厚生年金保険の被保険者期間であると社会保険事務所(当時)の窓口で説明を受けたが、納得できないことであり、認めることはできない。夫の厚生年金保険の被保険者期間は、A社の1社だけでも361月あり、合計は399月である。年金額に反映するよう正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、社会保険事務所から訂正請求記録の対象者が厚生年金基金の加入員であった期間は、厚生年金保険の被保険者期間として扱わない旨の説明を受けたと主張しているところ、訂正請求記録の対象者のA社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間①から③までについては、A社が加入していたE厚生年金基金の加入員であつ

た期間であると同時に、当該事業所の厚生年金保険の被保険者期間として記録されていることが確認できる。

また、訂正請求記録の対象者のC社に係るオンライン記録により、請求期間④については、C社が加入していたF厚生年金基金の加入員であった期間であると同時に、当該事業所の厚生年金保険の被保険者期間として記録されていることが確認できる。

以上のことから、請求期間①から④までについて、訂正請求記録の対象者の厚生年金基金及び厚生年金保険の記録は、請求者が主張する請求内容どおりの記録となっており、各事業主は、その記録どおりに厚生年金基金加入員資格及び厚生年金保険被保険者資格に係る届出を各厚生年金基金及び社会保険事務所に提出したことが認められる。

ところで、厚生年金保険法(平成25年63号改正法前の同法)では、同法第122条において、「基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とする。」と規定しており、訂正請求記録の対象者が厚生年金基金に加入していた請求期間①から④までは、厚生年金保険の被保険者であることが前提となっている。

したがって、請求期間①から④までの厚生年金基金加入員期間の合計月数220月は、同時に厚生年金保険被保険者期間であり、当該厚生年金基金加入員期間を含めると、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者期間の合計月数は399月であることが確認でき、請求者が主張するその合計月数と一致している上、請求者から提出された遺族厚生年金に係る「国民年金・厚生年金保険年金証書」(平成2年6月28日付け)には「厚生年金の被保険者期間計」欄に399月と記載されており、国の記録に反映していることが認められる。

これらのことから、請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社及びC社における厚生年金基金加入員期間の訂正を行う必要は認められない。